

台風19号における住宅の応急修理実施要領

(令和元年10月30日決定)

災害救助法（以下「法」という。）では、「応急救助」、「自治体自らが実施する現物給付」という基本原則の下で住宅の応急修理を行なうこととされているが、この実施要領は、台風19号における、法に基づく住宅の応急修理の取扱いについて定めるものである。

1 対象者

(1) 以下の全ての要件を満たす者（世帯）

①当該災害により一部損壊（準半壊）・半壊の住家被害を受け自らの資力では応急修理することができない者又は大規模半壊の住家被害を受けた者

※被害が一部損壊（10%未満）の場合は対象となりません。

※全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないこと。ただし、全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りではない。

②応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれる者

対象者（世帯）が、現に、避難所、車等で避難生活を送っており、応急修理を行うことで、被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれること。

③応急仮設住宅を利用しない者

住宅の応急修理と重複して、応急仮設住宅（民間賃貸住宅含む）を利用することは、応急修理の目的を達成できないため認められないこと。

2 住宅の応急修理の実施

(1) 住宅の応急修理の範囲

住宅の応急修理の対象範囲は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について、実施することとする。

(2) 基本的考え方

応急修理の個所や方法等についての基本的考え方は、以下のとおりとする。（詳細は、別記1「応急修理にかかる工事例」のとおり）

① 台風災害の被害と直接関係ある修理のみが対象となる。

② 内装に関するものは原則として対象外とする。

ただし、床や壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、以下の取扱いとする。

応急修理は、一般的には、より緊急を要する部分から実施すべきものであり、通常、畳等や壁紙の補修は、優先度が低いと解される。また、壊れた外壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする。

③ 修理の方法は、柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設するなど代替措置でも可とする。

④ 家電製品等の家財は対象外である。

3 基準額等

- (1) 住宅の応急修理のため支出できる費用は、原材料費、労務費及び修理事務費等一切の経費を含むものとし、1世帯当たりの限度額は半壊又は大規模半壊の場合 59 万 5 千円以内、一部損壊（準半壊）の場合は 30 万円以内とする。
- (2) 同一住家（1戸）に2以上の世帯が居住している場合に住宅の応急修理のため支出できる費用の額は、(1)の1世帯当たりの額以内とする。
- (3) 借家の取扱

借家は、本来、その所有者が修理を行うものであるが、災害救助法の住宅の応急修理は、住宅の再建や住宅の損害補償を行うものではなく、生活の場を確保するものであるから、借家であっても、所有者が修理を行えず、かつ、居住者の資力をもってしては修理できないために現に居住する場所がない場合は、所有者の同意を得て応急修理を行って差し支えない。

4 手続きの流れ

埼玉県から事務委任を受けた行田市（以下、「市」という。）は、被災者に対し業者の斡旋と合わせて応急修理制度の概要を説明する。以後の手続きは次ページのとおり。

4 手続の流れ（別記2「応急修理事務手続フロー」のとおり）

応急修理の手続き	
①	希望する被災者は、市の窓口に応急修理申込書を提出し、要件審査を受ける。 ※被害状況は、市が発行する「り災証明」によるものだけでなく被災者台帳等により被害状況が確認できる場合は、その方法でも差し支えない。 ※市業者名簿に記載のない業者で修理をする場合は、指定業者願書等を提出する。
②	市は、応急修理の対象となる被災者に応急修理指定事業者の紹介や修理見積書等の工事に必要な用紙を提供する。
③	被災者は、応急修理指定事業者に、希望する修理の箇所を伝え、修理見積書の作成依頼を行う。
④	委託業者は、修理見積書を（直接又は被災者を通じて）市の窓口提出する。 ※修理見積書には、屋根・外壁・土台等部位ごとの工事明細を記すとともに、被害状況、工事予定箇所を示す施工前の写真を添付すること。 ※委託業者は、被災者に対して修理見積書の内容を的確に説明する責務を有する。
⑤	市は、修理見積書の内容を確認の上、委託業者に修理依頼書を交付する。
⑥	委託業者は、修理依頼書が交付されたことを被災者に連絡の上、工事を実施する。
⑦	委託業者は、工事完了後、工事写真等を添付の上、市に業務委託完了報告書を提出する。 ※業務委託完了報告書には、工事施工前、施工中、施工後の写真を添付すること。
⑧	応急修理に要した費用を市に請求する。
⑨	市は、実施要領に照らし審査を行った上で費用を支払う。 ※なお、住宅の応急修理に要した費用のうち、1世帯あたりの限度額を超える部分については、被災者が負担するものとする。

住宅の応急修理にかかる工事例

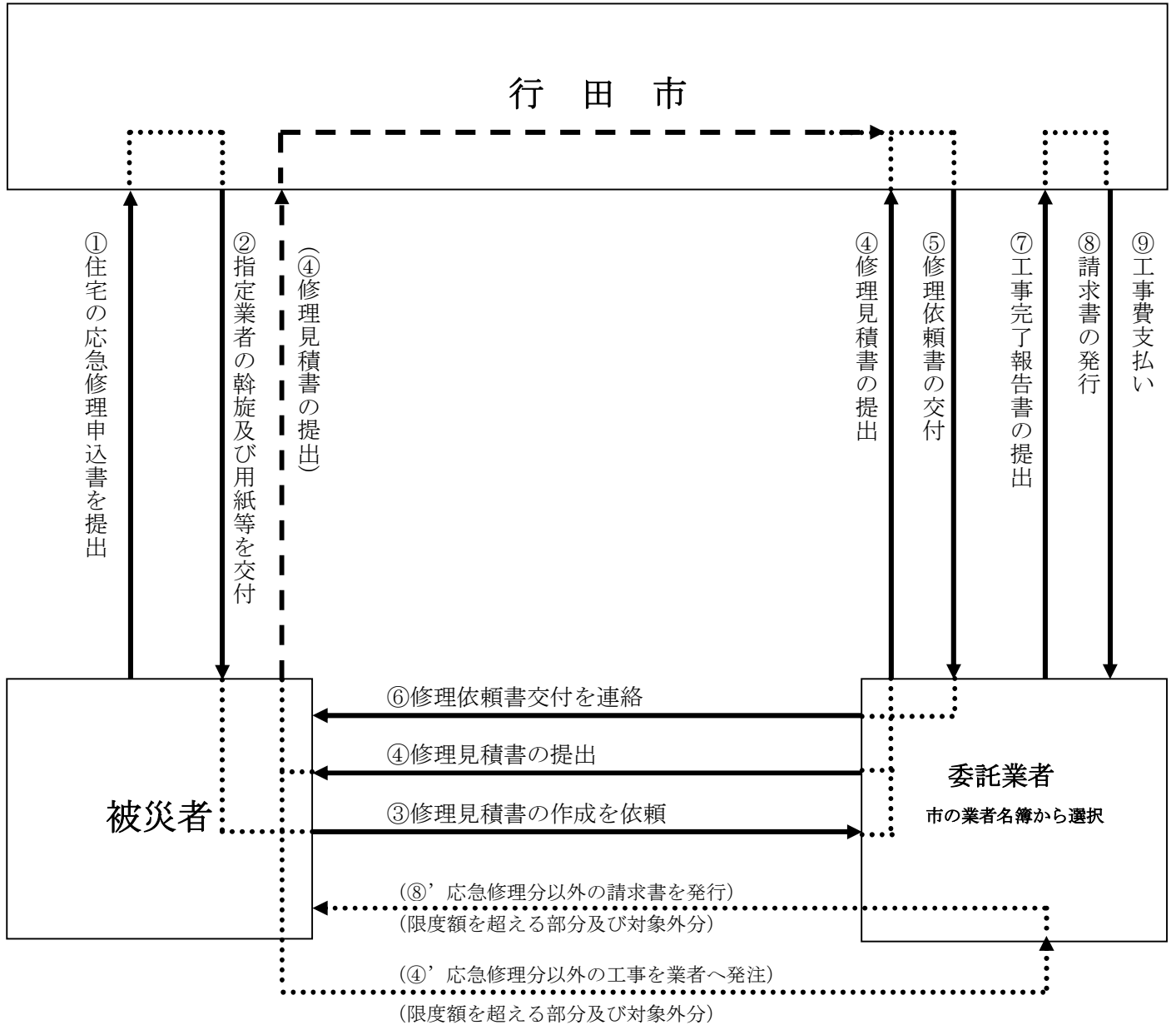
1 典型的な応急修理の工事例

- ① 壊れた屋根の補修（瓦葺屋根を鋼板葺屋根に変更するなどの屋根瓦材の変更を含む）
- ② 傾いた柱の家起こし（筋交の取り替え、耐震合板の打付け等の耐震性確保のための措置を伴うものに限る）
- ③ 破損した柱梁等の構造部材の取替
- ④ 壊れた床の補修（床の補修と併せて行わざるを得ない必要最小限の畳の補修を含む。）
- ⑤ 壊れた外壁の補修（土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む）
- ⑥ 壊れた基礎の補修（無筋基礎の場合には、鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む）
- ⑦ 壊れた戸、窓の補修（破損したガラス、鍵の取替を含む）
- ⑧ 壊れた給排気設備の取替
- ⑨ 上下水道配管の水漏れ部分の補修（配管埋め込み部分の壁等のタイルの補修を含む）
- ⑩ 電気、ガス、電話等の配管の配線の補修（スイッチ、コンセント、ブラケット、ガス栓、ジャックを含む）
- ⑪ 壊れた便器、浴槽等の衛生設備の取替（便器はロータンクを含むが、洗浄機能の付加された部分は含まない。設備の取替と併せて行わざるを得ない最小限の床、壁の補修を含む）

2 応急修理の基本的考え方

- ① 地震の被害と直接関係ある修理のみが対象となる。
 - （例） ○壊れた屋根の補修（屋根葺き材の変更は可）
 - 壊れた便器の取り替え（×洗浄機能等の付帯したものは不可）
 - 割れたガラスの取り替え（取り替えるガラスはペアガラスでも可）
 - ×壊れていない便器の取り替え
 - ×古くなった壁紙の貼り替え
 - ×古くなった屋根葺き材の取り替え
- ② 内装に関するものは原則として対象外であるが、床や壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、以下の取扱とする。
 - ・壊れた床の修理と合わせて畳等の補修を実施する場合には、必要最低限度として対象とする。
 - ・壊れた壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする。
 - （例） ○壊れた石膏ボードのみの取り替え
 - ×畳や壁紙のみの補修
- ③ 修理の方法は代替措置でも可とする。
 - （例） ○柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設
- ④ 家電製品等の家財は対象外である。

住宅の応急修理 事務手続きフロー
(通常の手続き)



※1 ④修理見積書には、屋根・壁・土台等部位ごとの工事明細を記すとともに、被害状況、工事予定箇所を示す施工前の写真を添付すること。

※2 ⑦業務委託完了報告書には、工事施工前、施工中、施工後の写真を添付すること。

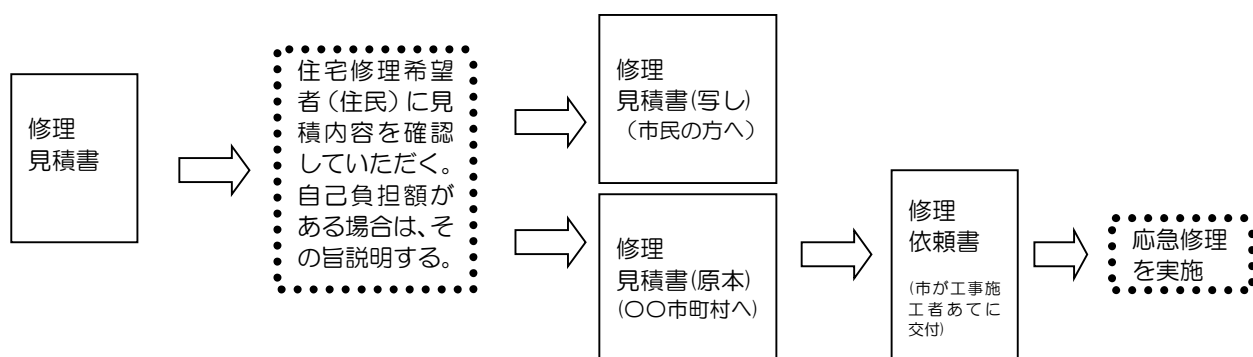
<住宅の応急修理制度に係る工事の施工業者の方へ>

住宅の応急修理を希望する市民の方に対し、見積書の作成をお願いします。
別添の様式第2号により、住宅応急修理見積書を作成してください。

修理見積書は、修理希望者の方に見積り内容を説明し、見積書の下欄に内容確認の記名押印をいただいでください。

修理見積書の提出について、原本は市建築開発課に提出し、写しを修理希望者へ渡してください。

市は、提出された修理見積書を審査し、工事をおこなう業者あてに修理依頼書を交付します。



応急修理の対象となる工事は次のとおりです。

- ①屋根・柱・床・外壁・基礎等
- ②ドア・窓等の外部に面する開口部
- ③上下水道・電気・ガス等の配管・配線
- ④便器・浴槽等の衛生設備

※内装に関するものは、原則として対象外です。

<注意点>

工事を完了したら、業務委託完了報告書(様式第8号)を市に提出してください。完了報告書には、①工事着手前、②施工中、③工事完了時の写真添付が必要となります。工事写真の管理をよろしく願いいたします。

修理希望者の方へ見積り内容を説明する際、自己負担分がある場合は、その旨をご説明願います。応急修理制度対象分以外の代金については、直接、修理希望者の方に請求して頂くようになります。

応急修理制度に係る工事代金(一部損壊(準半壊)の場合、300,000円、半壊以上の場合595,000円限度)の市への請求手続き方法については、修理依頼のありました市建築開発課に確認願います。

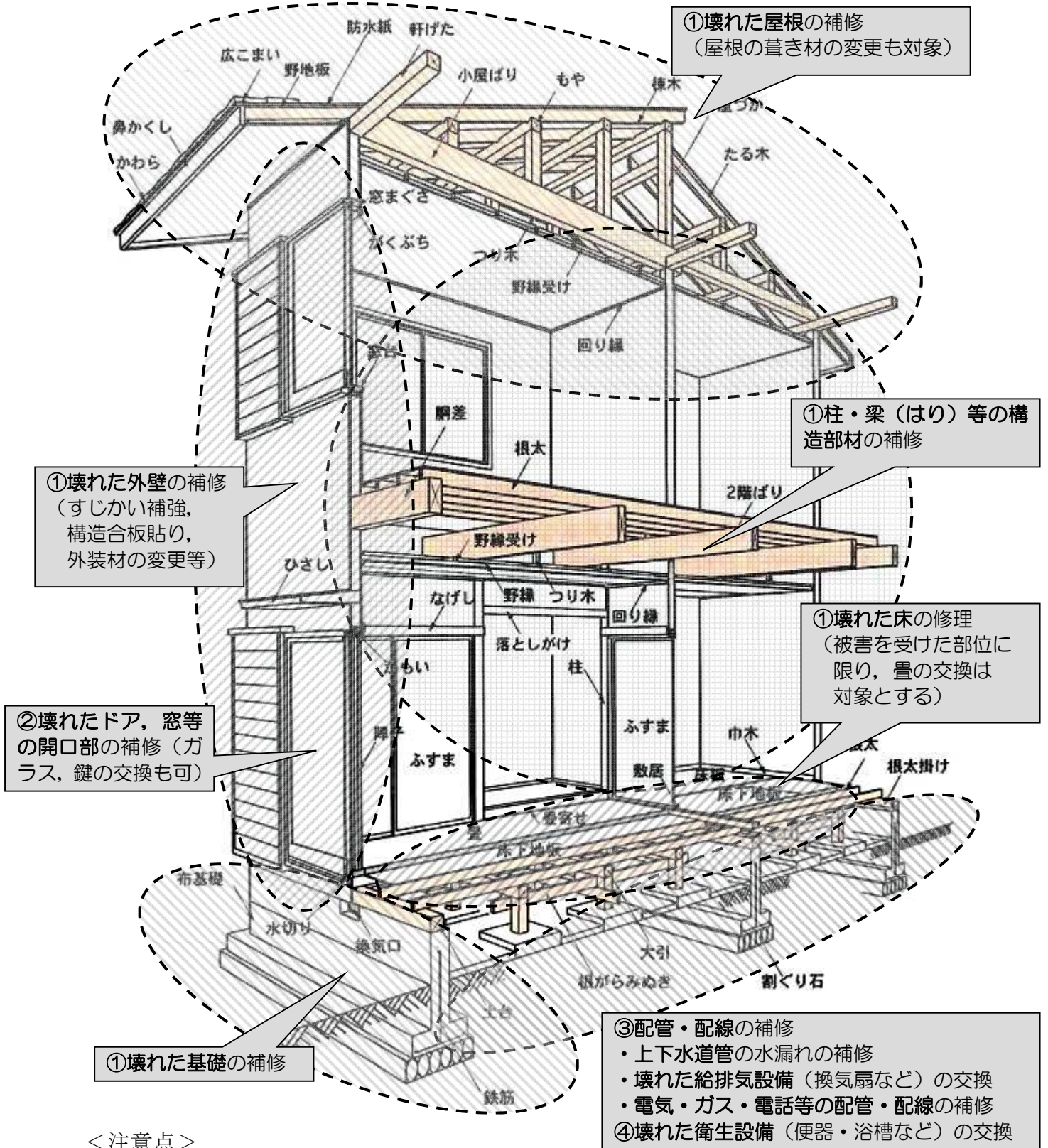
【お問い合わせ先】

行田市都市整備部建築開発課
建築指導担当

電話: 048-550-1551(内線 5613)

FAX: 048-553-4544

住宅の応急修理対象範囲
(台風19号により被災した部位に限ります)



<注意点>

- ・①～④は優先度を表します。
- ・内装は原則として、対象外です(例:間仕切り壁及び天井の仕上げ, ふすま, 障子など)。
ただし、災害による被害が原因で壊れた壁の補修については、下地から補修する壁に限り、壁紙などの内装は対象とします。畳は内装に該当しますが、壊れた床の補修と併せて行わざるを得ない場合に限り、対象とします。家電製品等の家財は、対象外です。